

議案第 8 号

高根沢町下水道条例等の一部改正について

高根沢町下水道条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町下水道条例等の一部改正について

1 概要

令和6年1月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、災害時に排水設備等を早期に復旧できるよう、関係する4条例を一括して改正するものです。

2 改正内容

次の4条例について、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店（（3）については他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた指定工事店）であっても、排水設備や給水装置の工事を行うことができるように改めます。

- （1） 高根沢町下水道条例（平成5年高根沢町条例第9号）
- （2） 高根沢町農業集落排水処理施設条例（平成9年高根沢町条例第4号）
- （3） 高根沢町水道事業給水条例（平成10年高根沢町条例第21号）
- （4） 高根沢町小規模集合排水処理施設設置条例（平成11年高根沢町条例第14号）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町下水道条例等の一部を改正する条例

(高根沢町下水道条例の一部改正)

第1条 高根沢町下水道条例（平成5年高根沢町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の施行) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(排水設備等の工事の施行) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 高根沢町農業集落排水処理施設条例（平成9年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備の工事の施工) 第6条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事につ	(排水設備の工事の施工) 第6条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事につ

いて技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	いて技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町水道事業給水条例の一部改正)

第3条 高根沢町水道事業給水条例（平成10年高根沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者<u>又は</u>管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により、<u>管理者以外の者</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者、<u>又は</u>管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町小規模集合排水処理施設設置条例の一部改正)

第4条 高根沢町小規模集合排水処理施設設置条例（平成11年高根沢町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備の工事の施工) 第6条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(排水設備の工事の施工) 第6条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。